

社会的共通資本

宇沢 弘文

二つの「レールム・ノヴァルム」

- 「レールム・ノヴァルム－資本主義の弊害と社会主義の幻想」
Rerum Novarum－Abuses of Capitalism and Illusions of Socialism
1891年5月15日 ローマ法王レオ十三世が出された回勅
- 「新しいレールム・ノヴァルム－社会主義の弊害と資本主義の幻想」
New Rerum Novarum－Abuses of Socialism and Illusions of Capitalism
1991年5月1日 ローマ法王ヨハネ・パウロ二世が出された回勅

「新しいレールム・ノヴァルム」は、「社会主義の弊害と資本主義の幻想」としてとらえ、この二つの経済体制の枠組みを超えて、新しい世紀への展望をひらこうとする感動的な回勅である。

社会的共通資本 (Social Common Capital)

- ゆたかな経済生活を営み、すぐれた文化を展開し、人間的に魅力ある社会を持続的、安定的に維持することを可能にするような自然環境や社会的装置.
- 社会全体にとっての共通の財産であり、それぞれの社会的共通資本にかかわる職業的専門化集団により、専門的知見と職業的倫理観にもとづき管理、運営される.
- 一人一人の人的尊厳を守り、魂の自立を保ち、市民的自由を最大限に確保できるような社会を志向し、真の意味におけるリベラリズムの理念を具現化する.

社会的共通資本の類型

社会的共通資本の具体的形態：三つの類型*

- (1) 自然環境：山, 森林, 川, 湖沼, 湿地帯, 海洋, 水, 土壌, 大気
- (2) 社会的インフラストラクチャー：道路, 橋, 鉄道, 上・下水道, 電力・ガス
- (3) 制度資本：教育, 医療, 金融, 司法, 文化

* この分類は必ずしも網羅的ではなく排他的でもない
あくまで社会的共通資本の意味を明確にするため類型化

- ・ それぞれの社会的共通資本にかかわる職業的専門化集団により, 専門的知見と職業的倫理観にもとづき管理, 運営

社会的共通資本としての医療

- The Oath of Hippocrates「ヒポクラテスの誓い」:
 - 科学的知見と優れた職業的倫理観の集大成である『ヒポクラテス全集(52冊)』のエッセンス.
 - 医師としての道を歩み出そうとするとき、ヒポクラテスの教えを自らの心に深く刻み込み、医師という職業を全うするための誓約.
- ヒポクラテスの誓いのもと医療を行ったとき、医学的最適性と経済的最適性の両立は可能か？



社会的共通資本としての医療：医師が医学的見地から最善の診療行為を行い、各医療機関が経営的に可能となるもの。

問題点

- ・各医療機関や医師が、高い職業的能力と倫理観で、最善の診療行為を行っているか.
- ・医療資源が効率的に配分されているか.

医療は、厚生官僚により行政的観点から判断されてはならず、また市場的基準により左右されてはならない。

医療財源は一般財源を主とし、補完的に社会保険によって賄われるべき。

社会的共通資本としての教育

教育とは？

- ・一人一人の子どもがもっている多様な先天的、後天的資質をできるだけ生かし、その能力をできるだけ伸ばし、発展させ、実り多い、幸福な人生をおくることができ一人の人間として成長することを助けることである。
- ・このとき、ある特定の国家的、宗教的、人種的、階級的、経済的イデオロギーにもとづいて子どもを教育することがあってはならない。

教育の目的

- ・一人一人の子どもが持っている個性的な資質を大事にし、その能力を可能なかぎり育てる。
- ・一人の社会的人間として充実した幸福な人生をおくることが可能なように人格的諸条件を身につける。

社会的共通資本としての学校教育

- ・基礎教育 [小・中学校]: 人格的発達, 社会的人間への成長を育てる
- ・高等教育 [高校・大学]: より深い知識, 高い技術的・技能的能力を育てる

学校教育制度

- ・できるだけひろく、多様な社会的、経済的、文化的背景をもった子どもたちが一緒に学び、遊べる場所でおこなわれることが望ましい

社会的共通資本としての都市

ジェーン・ジェイコブス (Jane Jacobs) の思想

社会的共通資本としての都市:

- ・都市はある限定された地域に数多くの人々が居住し、そこで働き、生計を立てるため必要な所得を得る場。
- ・多くの人々がお互いに密接な関係を持つことにより、文化の創造、維持をはかってゆく場。
- ・魅力ある都市をつくるための制度的諸条件は何か？

二十世紀初頭のアメリカ大都市 = 魅力的で人間的な営みのある「生」



ル・コルビュジェの「輝ける都市」 = 再開発による都市の「死」

ジェーン・ジェイコブスの都市の四大原則

- (1) 街路はせまく、折れ曲がっていて、各ブロックが短い
 - (2) 町には、古い建物が多く残り、そのつくり方も様々な種類の建物が混在する
 - (3) 各地区は必ず2つあるいはそれ以上の働きをする多様性を持つ
 - (4) 人口密度が充分高くなるように計画する
- ・これまでの近代的都市の考え方を否定し、人間的魅力をそなえ、住みやすく、文化的香りの高い都市をつくるため、有効な考え方。

社会的共通資本としての農村

農の営み

- ・ 経済的, 産業的範疇としての農業をはるかに超えて, すぐれて人間的, 社会的, 自然的な意味を持つもの.

社会的共通資本としての農村

- ・ 自然環境をはじめとする多様な社会的共通資本を持続的に維持
- ・ 人類が生存するためにもっとも大切な食料を生産
- ・ 農村という社会的な場を中心に自然と人間の調和的な関わり方を可能にし, 文化の基礎をつくる

農村人口

- ・ どの国においても, 社会的安定性の維持のため, ある一定の人口の割合が農村で生活することが不可欠

排出権取引市場の虚構

[仮想例]

	(億トン)	
	D 国	A 国
割当排出量	2	8
事後的排出量	3	7
排出量購入量	1	0
排出量売却量	0	1

- A 国が8億トンの割当量を獲得できたのは、Aggressiveに行動したから
D 国が2億トンしか獲得できなかったのは、交渉でDecentに行動したから
- どのような初期割当量であっても、世界の全排出量の枠が一定ならば、
事後的な排出量(市場均衡)は同じになる
 - ⇒ エネルギー浪費型のA国は報われ、
省エネが進んだD国は損失を被る可能性
 - ⇒ 反社会的、非倫理的制度

京都会議の意味するもの

京都議定書 「数値目標」

1990年を基準として2008年から2012年までに温室効果ガスの合計排出の削減すべき割当量

主要先進国 日本 6%, アメリカ 7%, EU 8%

この「数値目標」を炭素税で実現すると

- ・日本 300ドル ~ 400ドル
〔 1970年代の二度のオイルショックを契機とした省エネルギー対策の結果〕
- ・アメリカ 20ドル ~ 30ドル
〔 エネルギー浪費型社会の結果〕

劣するものは救われず、怠けるものが救われた京都会議

京都会議に何が期待され、求められていたか

- 京都会議の本来の目的

地球温暖化という地球的規模で起こりつつある自然環境の大きな変化を未然に防ぐため、世界各国が集まり、理性的、科学的な討議を経て、社会的合意の得られるような制度的、政策的枠組みを模索することであったはず。

- 大気というすべて生命をもつものにとって共通の大切な財産を管理し、持続可能な形で保全するには



- 効果的かつ社会的コンセンサスの得られる政策手段は炭素税だが、国際的に一律の炭素税の制度では、経済的合理性、国際的公正の観点から問題。

- 例えば、一律の炭素税とすると、インドネシアは国民所得から見た炭素税の負担は大きい

	国民所得 [per capita]	CO2排出量 [per capita]	炭素税 [per capita]
日本	31,000 ドル	2.7 Ct	270 ドル
アメリカ	42,000	5.9	590
インドネシア	3,100	1.7	170

比例的炭素税と持続可能な経済発展

比例的炭素税

- ・ 経済的合理性, 国際的公正を考慮に入れ, 各国の持続可能な経済発展の実現を可能にするための有効な政策的手段
- ・ 炭素税の税率を一人当たりの国民所得に比例

炭素税の社会的, 経済的に望ましい水準

||

大気の帰属価格 (imputed price)

大気中の二酸化炭素の蓄積が限界的に一単位増えたとき, 大気をもたらす自然的恩恵, 人間の経済的, 社会的, 文化的側面での価値の限界的減少を評価し, 現在から将来の社会的割引率で割り引いた割引現在価値をとる

社会的共通資本の経済理論

持続的経済発展の下で帰属価値を求める

大気中の二酸化炭素の蓄積の 各国 v における帰属価格 θ^v の公式

$$\theta^v = \frac{\tau(a)}{\delta + \mu} y^v$$

$\tau(a)$: 地球温暖化のインパクト係数

$$\tau(a) = \frac{\beta}{V^* - V} \quad (\beta > 0)$$

V^* : 大気中の二酸化炭素の蓄積のティッピング・ポイント
ローマ会議では, $V^* = 560$ ppm

y^v : 一人当たりの国民所得

δ : 社会的割引率

μ : 二酸化炭素の海洋への吸収率

比例的炭素税 1

温室効果ガスの帰属価格(2005年)

比例的炭素税の効果

- ・ 大気安定化
- ・ 先進工業諸国と発展途上諸国との間の不公平を緩和

比例的炭素税の制度

- ・ 二酸化炭素排出量に応じた課税
- ・ 森林の育林に対して補助金の交付

国	一人あたりの国民所得 (ドル)	温室効果ガスの年間増加量	帰属価格 (ドル/Ct)	評価額
		一人あたり (Ct)		一人あたり (ドル)
アメリカ	42,000	5.90	420	2,500
カナダ	34,000	6.20	340	2,100
イギリス	32,000	3.00	320	950
フランス	31,000	2.20	310	680
ドイツ	31,000	3.20	310	980
イタリア	28,000	2.20	280	600
オランダ	35,000	3.60	350	1,200
スウェーデン	32,000	1.90	320	610
ノルウェー	48,000	1.60	480	760
フィンランド	31,000	2.00	310	610
デンマーク	34,000	3.20	340	1,100
インドネシア	3,100	1.70	30	50
日本	31,000	2.70	310	840
韓国	21,000	2.60	210	560
マレーシア	11,000	1.90	110	210
フィリピン	3,200	0.30	30	8
シンガポール	40,000	3.20	400	1,300
タイ	6,900	1.20	70	80
インド	2,200	0.30	20	7
中国	4,100	1.10	40	40
オーストラリア	33,000	7.10	330	2,300
ニュージーランド	23,000	3.50	230	790

資料) UNFCCC, World Development Indicators 他

比例的炭素税 2

「育林」の帰属価格(2005年)

国	森林面積 (百万ヘクタール)	年間育林量 (千ヘクタール)	帰属価格 (1ヘクタールあたり)	評価額	
				合計 (百万ドル)	一人あたり (ドル)
アメリカ	303	159	42,000	6,627	22
カナダ	310	0	34,000	0	0
イギリス	3	10	32,000	321	5
フランス	16	41	31,000	1,264	21
ドイツ	11	0	31,000	0	0
イタリア	10	106	28,000	2,929	50
オランダ	0	1	35,000	35	2
スウェーデン	28	11	32,000	351	39
ノルウェー	9	17	48,000	808	175
フィンランド	23	5	31,000	153	29
デンマーク	1	3	34,000	102	19
インドネシア	88	-1,871	9,300	-17,120	-77
日本	25	-2	31,000	-62	0
韓国	6	-7	21,000	-149	-3
マレーシア	21	-140	33,000	-4,679	-179
フィリピン	7	-157	9,600	-1,507	-18
シンガポール	0	0	40,000	0	0
タイ	15	-59	20,700	-1,220	-19
インド	68	29	2,200	64	0
中国	197	4,058	4,100	16,678	13
オーストラリア	164	-193	33,000	-6,319	-310
ニュージーランド	8	17	23,000	388	94

熱帯雨林のある国:インドネシア, マレーシア, フィリピン, タイ
資料) World Resources Institute 他

大気安定化国際基金

(International Atmospheric Stabilization Fund)

大気安定化国際基金

- ・ 比例的炭素税の税収から育林への補助金を引いた一定の割合（たとえば5%）を、各発展途上諸国の人口、一人当たりの国民所得等、一定のルールに応じて配分。
- ・ 発展途上諸国は、大気安定化国際基金からの配分額を、熱帯雨林の保全、農村の維持、代替的なエネルギー資源の開発に使うことを原則。